

## ○ 特別児童扶養手当の受給資格者（障害区分対応表）

- ・身体又は精神に下表に該当する程度の障害のある児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育する者です。

障害区分	1 級	2 級
視 力	視力の良い方の眼の視力が0.03以下	視力の良い方の眼の視力が0.07以下
聴 力	両耳の聴力レベルが100dB以上	両耳の聴力レベルが90dB以上
上 肢	両上肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合	一上肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合
下 肢	両下肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合	一下肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合
体幹機能	座ったり、立つことが不能	歩くことができない
日常生活	身体機能障害及び長期安静により、前述と同程度の状態にあり、日常生活の用を弁ずることが不能な状態  精神の障害であって、前述と同程度以上の状態  身体機能障害・症状及び精神障害と重複し、前述と同程度以上の状態	身体機能障害及び長期安静により、前述と同程度の状態にあり、日常生活の用に制限が加えられる状態  精神の障害であって、前述と同程度以上の状態  身体機能障害・症状及び精神障害と重複し、前述と同程度以上の状態